

税金・国民健康保険・国民年金

病気やケガ、老後の生活など、私たちの現在から将来にわたって、生活の基本的な部分を支えるのが税金、国民健康保険、国民年金です。このコーナーでは、そのおおまかな内容をご紹介します。

市税の種類

税金には、「国税」と「地方税」があります。地方税は恵庭市でいえば「道税」と「市税」に分けられます。税金にはもう一つ、使い道が特定されている「目的税」と、特定されていない「普通税」という分け方があります。市税の種類は下の通りです。

■個人市民税

- ・毎年1月1日現在、市内に住んでいて、前年に一定の所得がある人に課税されます
- ・均等割と所得に応じて負担する所得割の合計が課税額になります
- ・個人道民税、森林環境税も合わせて課税されます

■法人市民税

- ・市内に事務所、または事業所などがある法人などに課税されます
- ・均等割と、法人税額を課税標準とする法人税割の合計が課税額になります

■固定資産税

- ・1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に課税されます。1月2日以降に土地や家屋・償却資産を取得した場合は、翌年から対象になります
- ・縦覧帳簿の縦覧／納税者は通常4月1日から1期目の納期限までの期間に市内の土地や家屋の評価額等を縦覧することができます
- ・課税台帳の閲覧／固定資産の所有者は、所有する資産について課税台帳を閲覧することができます。また借地・借家人についても借地・借家の課税台帳を閲覧することができます

■市たばこ税

- ・たばこの価格に含まれた税金で、たばこの卸売業者などが小売店に売り渡した時に課税されます

■鉱産税

- ・金、銀、銅など鉱物の採掘業者に、鉱物の価格を課税標準として課税されます

■軽自動車税種別割

- ・4月1日現在で原動機付自転車、軽自動車、バイクなどの所有者に課税されます
- ・なお、障がいのある人が使用する軽自動車については、減免の制度があります（申請先：税務課税制担当）

■軽自動車環境性能割

- ・三輪以上の軽自動車の取得者に課税されます
- ・なお、賦課徴収は道税事務所が行います

■都市計画税

- ・市街化区域内に土地、家屋を所有している人に課税されます

■入湯税

- ・鉱泉浴場に入った客に課税されます。ただし、12歳未満の人や修学旅行などの場合は課税されません

■特別土地保有税

- ・平成15年度より課税停止中です

●バイクや軽自動車の届出窓口

車種区分	届出窓口
125cc以下の原動機付自転車 小型特殊自動車	市役所税務課税制担当（☎ 33-3131 内線1411）
3輪、4輪の軽自動車	札幌地区軽自動車検査協会 札幌市北区新川5-20-1-21（☎ 050-3816-1763）
250ccを超える2輪の小型自動車、2輪の軽自動車	北海道運輸局札幌運輸支局 札幌市東区北28条東1丁目（☎ 050-5540-2001）

市税などを納めるには

市から送付する納税通知書により、市役所・支所・出張所または最寄りの金融機関・コンビニなどで、納期限までに納めてください。納期限の45日前までのお申し込みで、便利で安心、確実な口座振替もご利用いただけます。

■市税などの納期限

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
個人市・道民税 (普通徴収)			1期		2期		3期			4期		
固定資産税 都市計画税	1期			2期		3期			4期			
軽自動車税種別割		全期										
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

※各納期限は12月を除き、各月末日です。12月の納期限は25日です。（納期限が土・日曜日、祝日の場合は、次の平日となります）

証明書の発行

主な証明の種類		手数料	窓 口	必要なもの
所得・課税証明	市・道民税（個人）	400円（コンビニ交付の場合は100円）	市役所税証明発行窓口 島松支所 恵み野出張所	・本人が代理人であることを証明する運転免許証や保険証などが必要です。なお、代理人の場合には委任状か代理人選任届が必要となります ・軽自動車税種別割の車検用納税証明の場合は、車検証をお持ちください
評価・公課証明	固定資産（土地・家屋）	400円		
資産証明	固定資産（土地・家屋）	400円		
納税証明	市・道民税（個人）法人市民税	400円		
	固定資産税・都市計画税	400円		
	軽自動車税種別割（車検用）	無料		

※上表のほかに、営業証明・諸証明・家屋滅失証明などがあります

■税金についての問合せ先

問合せ内容		担 当	内線番号
課 税	個人市・道民税・市たばこ税・入湯税	税務課市民税担当	1413、1414、1415
	土地（固定資産税、都市計画税）、特別土地保有税、鉱産税	税務課資産税土地担当	1416、1417
	家屋（固定資産税、都市計画税）	税務課資産税家屋担当	1418、1419
	軽自動車税、法人市民税、償却資産（固定資産税）	税務課税制担当	1411、1431
市税の納付		債権管理課徴収担当	1424 ～ 1427

国民健康保険

■加入

万一病気になったりけがをした時に、経済負担を軽くし安心して医療が受けられるための相互扶助の制度です。次の人以外は、国民健康保険への加入が義務づけられています

- ・職場の健康保険に加入している人とその家族
- ・後期高齢者医療制度に加入している人
- ・生活保護を受けている人

■手続き

国保への加入手続きなどは、次表のとおりです

届け出が必要な場合		届け出に必要なもの
国保に入るとき	市内に転入したとき	転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	資格喪失証明書
	健康保険の扶養家族でなくなったとき	健康保険の資格喪失証明書
	国保組合を脱退したとき	国保組合離脱証明書
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止証明書
	子供が生まれたとき	保険証
国保をやめるとき	市外へ転出するとき	保険証
	職場の健康保険に入ったとき	国保保険証、資格取得証明書または新たに取得した保険証
	健康保険の扶養家族になったとき	
	国保組合に入ったとき	国保・国保組合の各保険証
	生活保護を受けることになったとき	保険証、生活保護開始通知書
	死亡したとき	保険証
その他	住所・氏名・世帯主が変わったとき	保険証
	保険証を紛失したり、汚したとき	身分証明書、保険証（汚したとき）
	就学で親を離れ市外に転出するとき	在学証明書、保険証、新住所の住民票
	就学で市外にいた学生が親元に帰ったとき	保険証
	就学で市外にいた学生が卒業、退学、自立したとき	保険証、在学期間のわかるものなど

※ 1. 届け出は、14日以内（死亡の場合は7日以内）に、国保医療課、支所、出張所で行ってください

※ 2. 届け出時には、来庁者の本人確認できる書類と、対象となる人全員分のマイナンバーのわかるものをお持ちください

■保険税の計算

国民健康保険は、国、道の補助金や市の繰入金、そして加入者の皆さんから徴収させていただき保険税で運営しています。恵庭市の国保税額は所得割、均等割、平等割の3つの方法で計算されたものの合算です

■国保についての問合せ先

国保への加入手続きなどは、次表のとおりです

問合せ内容	窓 口	内線番号
加入などの手続き、保険税の課税、保険証について	国保医療課管理担当	1161、1162
医療費、高額療養費、特定健康診査、出産・葬祭費について	国保医療課給付担当	1163、1164
保険税の納付について	債権管理課徴収担当	1424～1427

国民年金

■加入

老後や思わぬ事故などで障がいが残ったとき、また、一家の働き手を失ったときに、生活の安定を図るのが年金です。20歳から60歳までの人は、すべて国民年金に加入しなければなりません。60歳以上65歳未満(資格の足りない場合は70歳未満)の人や、外国に在住している人も任意に加入できます。加入者は次の3種類に分けられ、保険料の納め方も違います

●国民年金の加入の種類と給付方法

種類	加入者	保険料の納付方法
第1号被保険者	20歳以上60歳未満で、農業・自営業などを営む人とその家族、学生、無職の人および任意に加入する人	国から送付される納付書で、保険料を納めてください。また口座振替およびクレジットカード払いができます
第2号被保険者	会社員や公務員など、厚生年金に加入している人	厚生年金保険料や共済組合費の納付期間は、国民年金保険料の納付済み期間とみなされます
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の人(事業主が届け出します)	保険料は、配偶者が加入している年金制度全体で負担されますので、自分で納める必要はありません

■給付の種類

- ・ **老齢基礎年金**…保険料を納めた期間(免除期間を含む)が一定の期間以上ある人は、65歳になったときに支給されます。なお、繰り上げ請求(60歳)や繰り下げ請求(75歳)することもできますが、給付額に差が出ますので、詳しくは年金担当に問い合わせください
- ・ **障害基礎年金**…加入者や加入者であった人が病気やケガで障害をもった場合(20歳前に障がいを持った場合を含む)に支給されます(受給要件がありますので、詳しくは年金担当に問い合わせください)
- ・ **遺族基礎年金**…国民年金の加入者や保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が25年以上ある人が亡くなったとき、その人に養われていた子どもがいる配偶者または子どもに支給されます(養われていた子には、年齢などの受給要件があります。詳しくは年金担当に問い合わせください)
- ・ **そ の 他**…上記以外に、国民年金独自の給付として、第1号被保険者に対し付加年金・寡婦年金・死亡一時金、特別障害給付金などがあり、年金生活者を支援するための年金生活者支援給付金があります

■手続き

次のような場合は、届け出が必要です。健康保険証・雇用保険離職票・年金手帳・基礎年金番号通知書などを持参してください

●環境の変化による届出

こんなときは?	こうする	届出先
会社を退職した	国民年金への加入手続き	市役所年金担当
結婚(退職)で夫(妻)の扶養になった	第3号被保険者への種別変更	夫(妻)の勤務先
配偶者の扶養からはずれた	第1号被保険者への種別変更	市役所年金担当
配偶者が会社を変った	第3号被保険者の継続	夫(妻)の新しい勤務先
年金手帳・基礎年金番号通知書を紛失した	再交付の手続き	第1号被保険者→市役所年金担当 第3号被保険者→年金事務所

●保険料の納付についての届出

こんなときは?	こうする	届出先
納付書を紛失した	納付書の再交付	年金事務所
保険料を納めるのが困難	納付免除・納付猶予の申請	市役所年金担当
学生で保険料を納めるのが困難	学生納付特例の申請(学生証を持参)	市役所年金担当
保険料を納めすぎた	保険料還付の請求	年金事務所
妊娠・出産した	産前産後の免除申請(第1号被保険者のみ)	市役所年金担当

●年金の請求についての届出

こんなときは?	こうする	届出先
65歳になったとき	老齢基礎年金の請求	第1号被保険者期間のみ→市役所年金担当 第3号被保険者期間を含む→年金事務所
障がいをもったとき	障害基礎年金の請求	初診日が第1号被保険者→市役所年金担当 初診日が第3号被保険者→年金事務所 20歳前に障がいをもった→市役所年金担当
国民年金のみ加入中に死亡した	遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金などの請求	市役所年金担当
障害基礎年金のみ、老齢基礎年金のみ、遺族基礎年金のみの受給者が死亡した	死亡届(生計を共にする親族がいらない場合) 未支給分の請求(生計を共にする親族がいる場合)	市役所年金担当

問合せ先

市民課国民年金担当(内線1117)
新さっぽろ年金事務所 ☎011-892-9316